

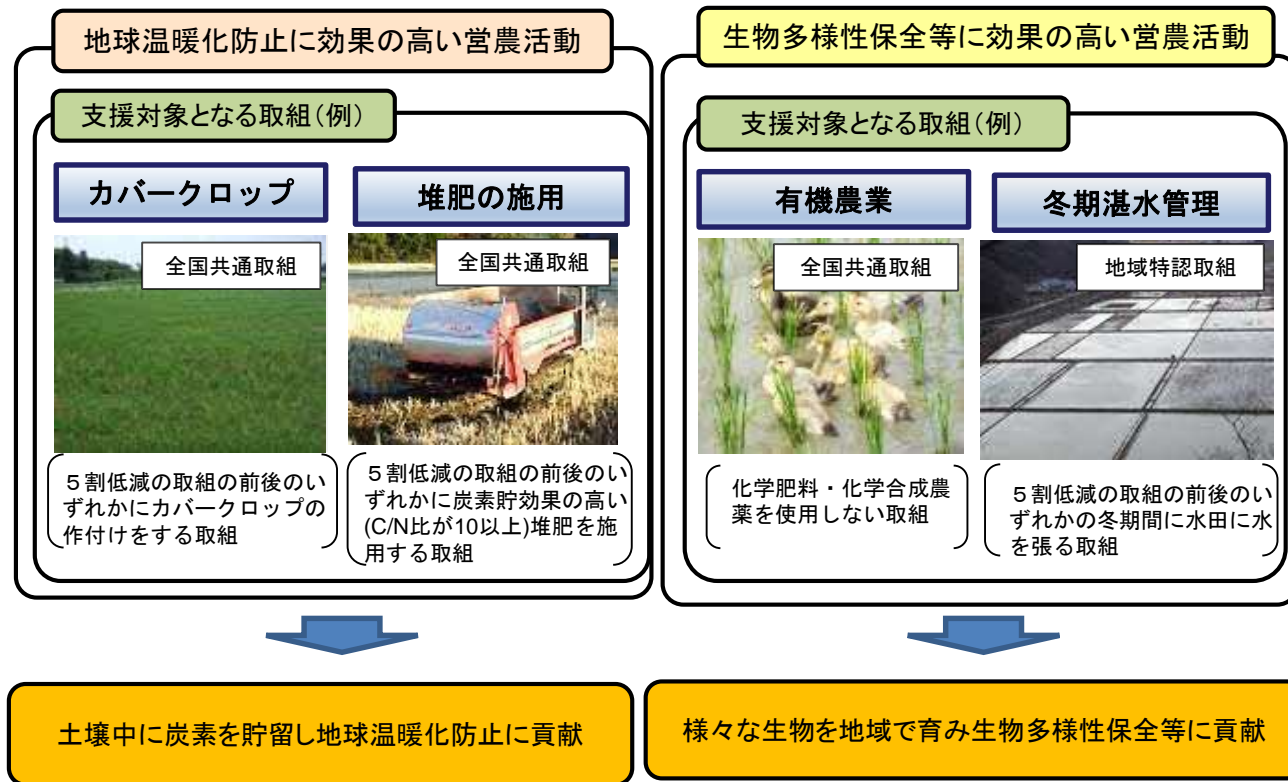
- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、有機農業など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援する制度。
- 有機農業の取組については、第1期の交付単価8,000円/10aから、第2期では12,000円/10aに増額。(炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算)

支援の対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等（国際水準GAPの取組が要件）

対象となる農業生産活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（活動の実施に伴う追加的コストを支援）



交付単価

〔負担割合〕

国：1/2、道：1/4、市町村：1/4

〔全国共通取組〕

取組	交付単価 (円/10a)
カバークロープ	6,000
有機農業	4,400
	12,000
注)	
(そば等雑穀 飼料作物)	3,000
(うち、小麦 大麦等)	5,000
不耕起種	3,000
翻 申 し	800
秋 耕	800

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施。

〔地域特認取組(北海道)〕

	交付単価 (円/10a)
フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせ害虫	6,000
	4,000

※ 申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。

<参考資料2> 環境保全型農業直接支払制度の取組状況

- 環境保全型農業直接支払交付金の実施市町村(令和2年度)は84市町村。うち有機農業を実施している市町村は64市町村
- 交付対象面積は、18,910ha、交付金額11億2,653万円。うち有機農業は1,882ha、交付金額1億9,161万円。

	市町村数				交付対象面積 (ha)				交付金額 (千円)			
	全体	割合(%)	うち 有機農業	割合(%)	全体	割合(%)	うち 有機農業	割合(%)	全体	割合(%)	うち 有機農業	割合(%)
空知	19	22.6	12	18.8	3,587	19.0	191	10.1	217,228	19.3	23,609	12.3
石狩	6	7.1	6	9.3	1,360	7.2	139	7.4	81,746	7.3	15,625	8.2
後志	6	7.1	6	9.3	412	2.2	51	2.7	27,538	2.4	6,151	3.2
胆振	4	4.8	4	6.3	421	2.2	50	2.7	25,534	2.3	6,588	3.4
日高	4	4.8	0	0.0	115	0.6	0	0.0	5,189	0.5	0	0.0
渡島	3	3.5	3	4.7	71	0.4	70	3.7	8,446	0.7	8,342	4.4
檜山	2	2.4	2	3.1	78	0.4	29	1.5	5,564	0.5	3,037	1.6
上川	15	17.9	12	18.8	4,960	26.2	670	35.6	308,022	27.3	65,879	34.4
留萌	2	2.4	0	0.0	177	0.9	0	0.0	10,640	0.9	0	0.0
オホーツク	8	9.5	7	10.9	774	4.1	178	9.5	53,935	4.8	21,029	11.0
十勝	15	17.9	12	18.8	6,955	36.8	504	26.8	382,685	34.0	41,345	21.5
合計	84	100.0	64	100.0	18,910	100.0	1,882	100.0	1,126,527	100.0	191,605	100.0

<参考資料3> 新たな有機農業の推進に関する基本的な方針（法第6条）

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について

令和2年4月改定
(令和2年4月30日公表)

有機農業を巡る近年の状況



果樹・有機部会における論点（同部会 中間とりまとめより）

- 【有機農業の推進目的】
- 有機農業の特徴等を踏まえ、農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確化すべき。
- 【有機農業の制度】
- 有機農業関連制度が、生産者にも消費者にもわかりにくい。国際水準も踏まえ定義を整理する、有機認証を取得しやすくする、等の整理が必要。
- 【有機農業の施策】
- 有機農業に取り組む生産者の人材育成や相互連携。技術開発、農地の確保・集約化、販路開拓や流通の合理化、消費者への情報伝達・理解確保が必要。

これまでの有機農業の推進に関する基本的な方針

- 有機農業推進法（平成18年12月制定）に基づき策定
- 基本的な事項、推進及び普及の目標、施策等を記載

平成19年4月策定

平成26年4月改定

※ 改定は平成30年までの目標を設定

※ 平成30年（2018）に、取組面積を全耕地面積の1.0%とする目標を設定（2017年時点0.53%）

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村におけるSDGsの達成に貢献。
 - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - 有機農業の生産拡大：有機農業者の人材育成、産地づくりを推進。
 - 有機食品の国産シェア拡大：販売機会の多様化、消費者の理解の増進を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。
 - <国内の有機食品の需要> 1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017）→ **3,280億円（2030）**
 - <有機食品の輸出額> 17.5億円（2017）→ **210億円（2030）**
- この需要に対応し、生産および消費の目標として、以下を設定。

【有機農業の取組面積】	23.5千ha（2017）	→	63千ha（2030）
【有機農業者数】	11.8千人（2009）	→	36千人（2030）
【有機食品の国産シェア】	60%（2017）	→	84%（2030）
【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】	17.5%（2017）	→	25%（2030）

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進に関しては、国際水準以上の有機農業の取組を推進。
- 調査や技術開発等は、国際水準に限らず幅広く推進。

※ 青太字は今次基本方針にて追加された施策

- 人材育成：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等
- 産地づくり：拠点の育成、有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等
- 販売機会の多様化：多様な業界との連携、物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等
- 消費者の理解の増進：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、小売事業者等と連携した国産需要喚起等
- 技術開発・調査：雑草対策、育種等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施とわかりやすい情報発信等

中間評価及び見直し

- 10年後（2030年）を目標年度としつつ、達成状況を随時確認し、5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討。

<参考資料4-1> みどりの食料システム戦略の概要

みどりの食料システム戦略（概要）


～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～


Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

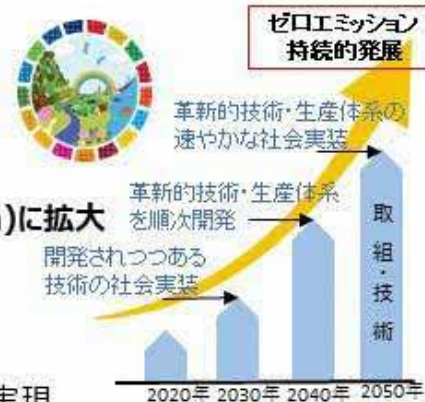
2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

- ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

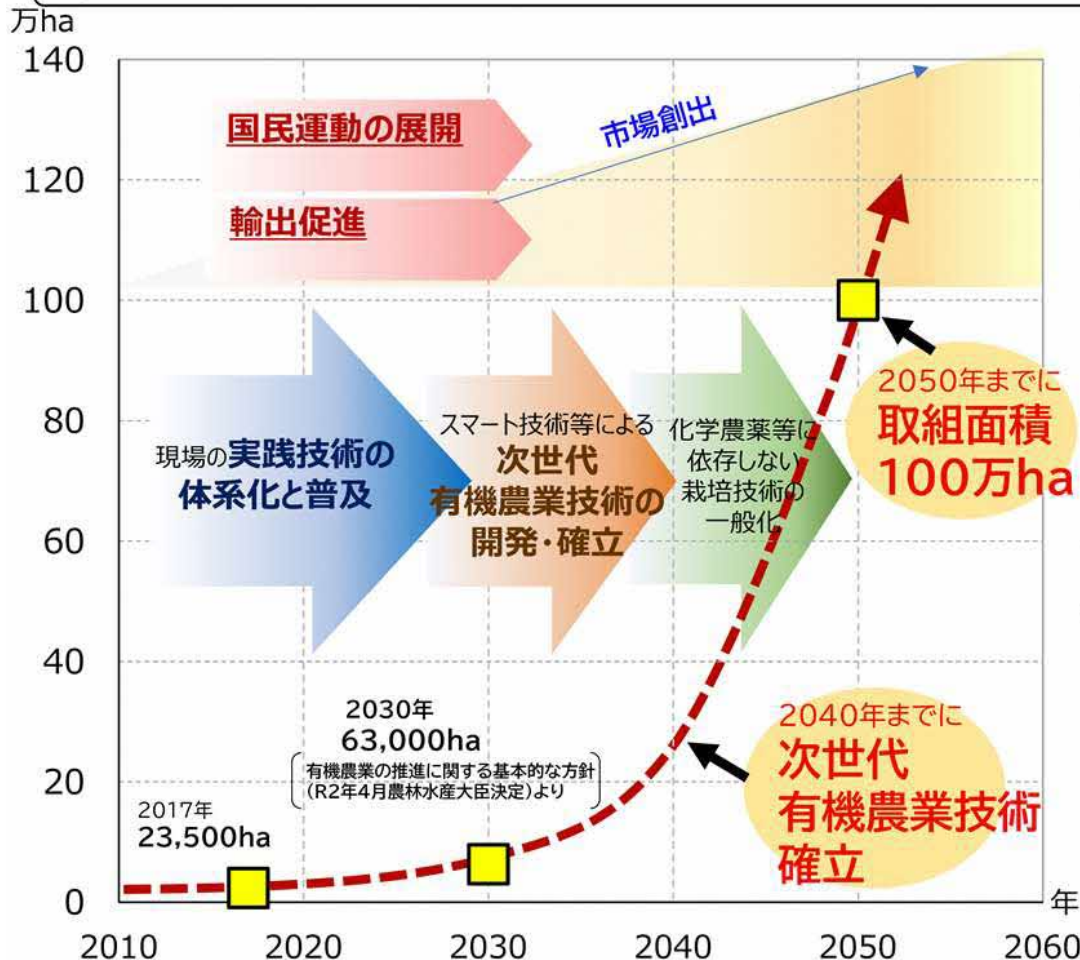
- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

有機農業の取組の拡大

目標

- ・2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25% (100万ha) に拡大 (※国際的に行われている有機農業)
- ・2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立



目標達成に向けた技術開発

実践技術の体系化・省力技術等の開発 (～2030年)

- ・堆肥のペレット化、除草ロボット等による耕種的防除の省力化
- ・地力維持・土着天敵等を考慮した輪作体系
- ・省力的かつ環境負荷の低い家畜の飼養管理 等

→ 有機農業に取り組む農業者の底上げ・裾野の拡大

次世代有機農業技術の確立 (～2040年)

- ・AIによる病害虫発生予察や、光・音等の物理的手法、天敵等の生物学的手法
- ・土壌微生物機能の解明と活用技術
- ・病害虫抵抗性を強化するなど有機栽培に適した品種 等

→ 農業者の多くが取り組むことができる技術体系確立

目標達成に向けた環境・体制整備

農業者の多くが有機農業に取り組みやすい環境整備

- ・現場の優良な実践技術の実証等により、有機農業への転換を促進
【持続可能な生産技術への転換を促す仕組みや支援を検討】
- ・有機農業にまともに取り組む産地づくり、共同物流等による流通コストの低減
- ・輸入の多い有機大豆等の国産への切替えや、有機加工品等の新たな需要の開拓、輸出を念頭に茶などの有機栽培への転換
- ・消費者や地域住民が有機農業を理解し支える環境づくり